

償却資産の申告

忘れていないですか

固定資産税は、土地や建物のほか、事業で使用する構築物や機械、器具、備品など、減価償却費として計上されている償却資産にも課税されます。

そのため、償却資産を所有している方は、法律に基づき毎年1月1日現在の所有状況を資産の所在する市町村長に申告することが義務付けられています。

市では、前年度に申告された方や年内に新しく事業所を設立された方に申告書を送付しますので、平成25年1月31日(木)まで提出してください。

また、新たに申告が必要となる方で、申告書をお持ちでない方はご連絡ください。

※次の償却資産は、申告する必要はありません
 ・取得価格が10万円未満の資産で法人税法の規定によ

て損金に算入するもの

・取得価格が20万円未満で3年以内に一括償却するもの
申告書送付予定

平成24年12月中旬

提出期限

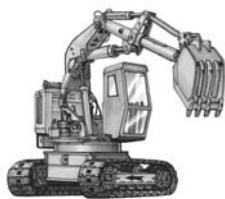
平成25年1月31日(木)

提出先・問合せ

総務部税務課資産税係

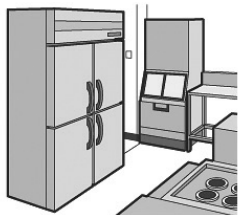
☎④5227

主な償却資産



建設業

パワーショベル
発電機など



飲食店

厨房設備
カラオケセットなど



工場

各種製造設備
受変電設備など



ホテル・旅館

客室備品
洗濯設備など



医院

ベッド、手術台
X線装置など



小売店

商品陳列ケース
冷蔵庫など

建物を取り壊したときは届出を

所有している建物を取り壊した場合は、建物の「滅失届」が必要です。平成24年中に建物を取り壊し、まだ滅失届を提出されていない方は、12月25日(木)までご連絡ください。



また、平成24年中に土地や建物に下記の変更があった場合にもご連絡ください。

- ・建物の増築や一部取り壊しをした
- ・土地の利用状況を変更した
- ・東日本大震災によって全壊または半壊した建物を修繕した

被災代替家屋などを取得した方の固定資産税を軽減します

市では、下記の要件に該当される方の固定資産税を軽減します。

詳しい内容は、お問い合わせください。

- ・東日本大震災によって滅失または損壊した家屋と、その敷地に代わる家屋や住宅用地を取得された方
- ・被災した償却資産に代わる償却資産を取得された方
- ・警戒区域、帰還困難区域、居住制限区域内の家屋とその敷地に代わる家屋や住宅用地を取得された方

問合せ

総務部税務課資産税係 ☎④5227

東京電力からの賠償金に係る 税の申告について

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、事業所得等の減収分や就労不能損害、財物価値の喪失または減少などに対する賠償金の支払いを受けた場合の課税関係についてお知らせします。

なお、精神的損害に対する賠償金は「非課税所得」に該当しますので、申告の必要はありません。

①事業所得等の減収分や就労不能損害に対する賠償金

| | 従来の請求による賠償金 (3か月ごとに請求・支払を受ける場合) | 包括請求による賠償金 (将来の分を含める) |
|------------------|---|-----------------------------|
| 事業所得等の減収分に対する賠償金 | 合意が成立した日の年分の事業所得等の収入金額として申告するか、または継続して、その補償対象期間に応じ、各年分の事業所得などに係る収入金額として申告することもできる | 対象期間中の各年分の事業所得等の収入金額として申告する |
| 就労不能損害に対する賠償金 | 合意が成立した日の年分の一時所得の収入金額として申告する | 対象期間中の各年分の一時所得の収入金額として申告する |
| 前提条件 | 確定した損害に対して支払われる | 将来分を含んだ損害に対し支払われ、精算が前提 |

②財物価値の喪失または減少等に対する賠償金

財物価値の喪失または減少などに対する賠償金は、棚卸資産に該当するものを除き、資産の損害に対する賠償金として非課税になるものと考えられます。具体的な取扱いについては、今後、国税庁からお知らせされる予定です。

市民税・県民税の平成23年度（平成22年分）と平成24年度（平成23年分）の申告期限は既に過ぎていきますので、早めに申告を済ませましょう。

市県民税の申告がないと、各種証明書の発行や各種手当などの支給に関して、時間が掛かる場合があります。

所得税（国税）の申告期限は延長されていますが、確定申告書を提出される場合には、相馬税務署のほか、避難されている最寄りの税務署でも受け付けています。

申告が必要ないもの

心身の損害または資産の損害に対する賠償金として非課税になるもの

- 避難生活等による精神的損害
- 生命・身体的損害
- 検査費用（人）
- 放射線被ばく
- 避難・帰宅費用
- 一時立入費用
- 検査費用（物）のうち、家事用資産に係るもの

市民税・県民税の
申告に関する問合せ

南相馬市役所税務課市民税係 ☎ 24 5 2 2 6

所得税（国税）の
確定申告に関する問合せ

相馬税務署 ☎ 36 3 1 1 1（音声案内に従ってお進みください）